

監査委員公表第5号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年6月29日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎

同 佐藤 一夫

1 監査年月日

平成27年6月17日

2 監査箇所

社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会

3 監査の対象

寒川町から交付した補助金等（平成26年度分）に係る出納事務等の執行

4 監査の方法

社会福祉協議会から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務については、良好に行われているものと認められた。

○軽微な留意事項

- ・口頭により指摘又は指導した。